

基礎生物委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：自然史標本の文化財化分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	2011年3月11日に起こった東日本大震災で被災した文化財は、文化庁の指導の下、国あるいは地方自治体レベルで修復が行われて成果を上げた。一方、被災自然史標本の修復はおもに個人レベルで細々に行われたにすぎない。自然史標本は文化財と異なり、公に扱われていないため、今回に限らず、災害が起こった場合、どこに所蔵されているどの自然史標本がどのような被害を受け、どれが失われ、どれが被災を免れたか等々の情報は公にならない。元々、多々ある自然史標本の価値に対する評価すら行われていない。このように、今回如実にあらわとなった文化財と自然史標本の差を埋めるべく、自然史標本を文化財と同じく、公的に保全する方法およびそのための法令の制定について専門家や関係者による議論を尽くす場として、「自然史標本の文化財化分科会」の設置を提案する。
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然史標本の価値の評価 ・自然史標本の網羅的な全国調査 ・自然史標本を公的に保全する方法 ・自然史標本を保全するための法令の整備 に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 常設
6	備考	※新規設置